

制定：平成２８年　５月１０日
改定：平成２９年　８月２３日
令和　６年１１月１８日

四国ＣＮＦプラットフォーム運営要領

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、四国ＣＮＦプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）と称する。

第２章　目的および事業

（目的）

第２条　四国地域においてＣＮＦ関連産業の創出を図るため、プラットフォームを設立し、地域内外の関係機関と連携・ネットワークを形成して、会員企業の製品（用途）開発を支援する。

（事業）

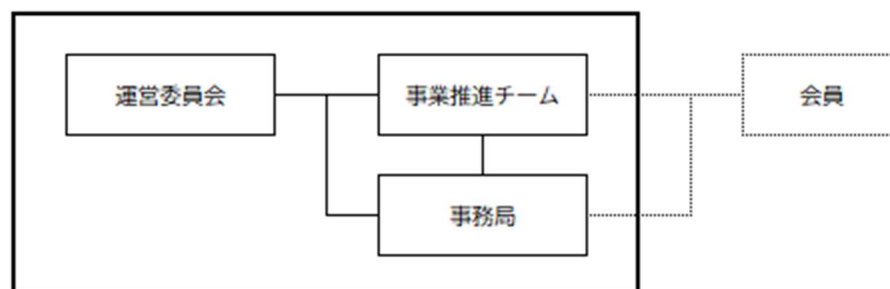
第３条　プラットフォームは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （１）ＣＮＦに関する情報収集と提供
 - ・セミナー、勉強会、交流会等の開催
 - ・メルマガ、ＨＰなどによる情報提供
- （２）ＣＮＦに関する相談対応
 - ・相談窓口の設置
 - ・コーディネーター、専門家等の紹介、派遣
- （３）ＣＮＦ関連機関等とのマッチング
 - ・大学、公設試、行政、ＣＮＦ関連企業とのマッチング
- （４）ＣＮＦに関する共同研究・技術的支援
 - ・共同研究、プロジェクト組成
 - ・販路開拓支援
 - ・公的技術開発施策応募支援
- （５）その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

第３章　組織および業務分掌

（組織）

第４条　プラットフォームの組織は、次のとおりとする。



(運営委員会)

第 5 条 運営委員会は、プラットフォームの運営に関する事項、その他必要と認められる事項について審議する。

運営委員会は以下のとおり実施する。

- (1) 委員会の運営は委員長が行う。
- (2) 委員長が上記職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- (3) やむを得ない事情のある場合は、委員の代理出席を認める。
- (4) 委員会には必要に応じてオブザーバーの出席を認める。
- (5) 委員会は書面による開催も可能とする。

(事業推進チーム)

第 6 条 事業推進チームは、第 3 条の事業の実施にあたる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、事業の実施にあたる諸手続や予算等の事務を行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が運営委員会に付議する。

第 4 章 構成員、職位および役割

(運営委員)

第 8 条 運営委員は、プラットフォームの運営に関する事項、その他必要と認められる事項に関する審議に参加する。

- 2 運営委員は、事務局が候補者を選出し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 運営委員の任期は、決定した年度の年度末までとする。但し、任期が満了となった場合において、運営委員および事務局から特段の申出がない場合は、さらに翌年度末まで任期が継続するものとする。

(運営委員長)

第 9 条 運営委員長は、運営委員会の議長となり、プラットフォームの運営に関する重要事項の決定を行う。

- 2 運営委員長は、運営委員の中から互選で選出し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 運営委員長の任期は、決定した年度の年度末までとする。但し、任期が満了となった場合において、運営委員から特段の申出がない場合は、さらに翌年度末まで任期が継続するものとする。

(事業推進メンバー)

第 10 条 事業推進メンバーは、事業推進チームの構成員として、プラットフォームの事業活動に携わる。

- 2 事業推進メンバーは、事務局が候補者を選出し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 事業推進メンバーの任期は、決定した年度の年度末までとする。

(事業推進マネージャー)

第 11 条 事業推進マネージャーは、事業推進チームの業務の大綱を総覧し、プラットフォーム全般にわたる事業活動を統括する。

- 2 事業推進マネージャーは、事務局が候補者を選出し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 事業推進マネージャーの任期は、決定した年度の年度末までとする。

(事務局員)

- 第12条 事務局員は、プラットフォームの事業活動に関する事務を執り行う。
2 事務局は、一般財団法人四国産業・技術振興センターに設置する。

(事務局長)

- 第13条 事務局長は、プラットフォームの事業活動に関する事務を統括する。
2 事務局長は、事務局が候補者を選出し、運営委員会の承認を得て決定する。

第5章 会員

(会員等)

- 第14条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する、会員（法人会員、個人会員）、賛助会員、特別会員をもって構成する。
2 会員のうち、法人会員は、企業とする。個人会員は、専門家等の個人とする。
3 賛助会員は、プラットフォームの事業を支援・協力する機関等の法人・団体とする。
4 特別会員は、行政機関とする。

(入会)

- 第15条 プラットフォームに入会を希望するものは、別に定める申込書を事務局に提出するものとする。

(退会)

- 第16条 会員等は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

- 第17条 会費は無料とする。

第6章 注意事項

(守秘義務)

- 第18条 プラットフォームの組織に所属する者は、本事業を通して知り得た機密情報や個人情報を不正に利用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。

(著作物の利用)

- 第19条 プラットフォームの組織に所属する者は、公表された著作物の利用において、公正な慣行に合致するものであり、かつ、その目的上正当な範囲内で行わなければならない。また、著作物の利用においては、著作権法に則り、著作権者から許諾を得なければならない。

第7章 その他

(解散)

- 第20条 プラットフォームは、第2条の目的を一定レベルまで達成したと運営委員会が判断した場合、または本事業を継続しがたい事由が発生した場合は解散する。

[付 則] この運営要領は令和6年11月18日から適用する。